

## 令和5年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月18日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
一般質問	8
発言の訂正	36
管理者提出議案の上程及び説明	37
報告第1号の説明	38
議案第11号の説明、質疑、討論、採決	39
議案第12号の質疑、討論、採決	41
議会行政視察研修の実施について	48
閉会中の継続審査の件	49
管理者挨拶	50
閉 会	50

埼玉中部環境保全組合告示第5号

令和5年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月11日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和5年10月18日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第11号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）
- 2) 議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	小 泉 晋 史	議 員	2 番	芝 寄 和 好	議 員
3 番	川 崎 葉 子	議 員	5 番	竹 田 悦 子	議 員
6 番	金 子 雄 一	議 員	7 番	桜 井 卓	議 員
8 番	保 角 美 代	議 員	9 番	岡 村 有 正	議 員
1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員	1 1 番	秋 山 真 美	議 員
1 2 番	尾 崎 豊	議 員	1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員			

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和5年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

令和5年10月18日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 報告第1号の説明
- 第9 議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第11 議会行政視察研修の実施について
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	小 泉 晋 史	議員	2番	芝 寄 和 好	議員
3番	川 崎 葉 子	議員	5番	竹 田 悦 子	議員
6番	金 子 雄 一	議員	7番	桜 井 卓	議員
8番	保 角 美 代	議員	9番	岡 村 有 正	議員
10番	湯 沢 美 恵	議員	11番	秋 山 真 美	議員
12番	尾 崎 豊	議員	13番	宮 崎 雄 一	議員
14番	杉 田 しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮 崎 善 雄 君
副 管 理 者	並 木 正 年 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
代表監査委員	田 中 光 一 君
会 計 管 理 者	小 川 輝 由 君
事 務 局 長 兼 施 設 課 長	藤 倉 聡 君
総 務 課 長	大 澤 修 一 君
建 設 推 進 課 長	田 村 邦 博 君

---

○職務のため出席した事務局職員

書 記	内 野 景 介
-----	---------

---

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 金子雄一議長 ただいまから令和5年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。  
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。
- 

◎開議の宣告

- 金子雄一議長 これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 金子雄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、竹田悦子議員、7番、桜井卓議員、8番、保角美代議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長の報告

- 金子雄一議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。  
去る10月11日に議会運営委員会が開催されております。なお、当日は委員長が不在であったため、副委員長より、その結果の報告をお願いいたします。  
湯沢議会運営副委員長。
- 湯沢美恵議会運営副委員長 10番、湯沢です。皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、委員長に代わりまして、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。  
去る10月11日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。  
日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。  
日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。  
日程第6、一般質問。通告者は4名でございます。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願い申し上げます。  
日程第7、管理者提出議案の上程及び説明でございます。

日程第8、報告第1号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計繰越明許費計算書について。

日程第9、議案第11号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）。

日程第10、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第11、議会行政視察研修の実施について。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第10、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、田中代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上でございます。

その他といたしまして、行政視察研修に関しましては、参加者は5,000円の自己負担をいただくことと、クールビズ期間ではございますが、ネクタイの着用についてご協力をお願いすることに決定いたしました。

次に、令和5年度の人事院勧告に基づき期末手当等の改定が予定されていますが、当組合の職員給与条例は鴻巣市の条例を準用しており、鴻巣市が11月28日に開会する予定の12月定例議会で人事院勧告どおり改正されますと、当組合職員の12月期末勤勉手当は自動的に0.1月分引上げとなります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりましたが、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例改正及び補正予算を11月30日までに告示する必要があります。議会運営委員会としましては、組合議会を開会するいとまがないと認められますので、前例に倣い、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることもやむを得ないと決定いたしました。

次に、一般質問を行う際に質問者がパネルを活用することや、関連資料を配付することについて協議がなされ、質問通告後の議会運営委員会開催日の前日までに議長の許可を得ることと申合せをしております。

次に、今議会におきましては、一般質問の通告者が4名であることから、会議が午後までかかることが見込まれるため、昼食を用意することにいたしました。

以上が10月11日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

---

### ◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第4、会期の決定につきましては、湯沢議会運営副委員長の報告のとおり、10月

18日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎諸報告

○金子雄一議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から第2回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。  
管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、令和5年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年第2回議会定例会以降の事務の執行状況につきまして報告申し上げます。

初めに、お手元に配付させていただきました令和5年4月から令和5年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが1万7,159.62トン、粗大ごみが737.47トン、合計1万7,897.09トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ882.89トンの減、粗大ごみ57.13トンの減、合計940.02トン、4.99%の減でありました。当組管管内から発生したごみ処理量は、可燃ごみ、粗大ごみともに減少しております。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願いを申し上げます。

他団体からは、桶川市から2,422.98トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処理につきましては、合計2,342.30トンをセメント原料として委託処理しております。

施設の老朽化が進んでおり、突発的な修繕が必要となる状況が見受けられますが、運転、維持管理業務につきましては、適宜保守点検整備、修繕等を実施して適正な維持管理に努めてまいります。

次に、新たなごみ処理施設建設推進事業の関係についてでございますが、7月6日に第1回建設検討委員会を開催し、16名の委員へ委嘱状を交付するとともに、施設の基本計画の策定に関して委員会へ諮問をさせていただきました。諮問や委員会のスケジュール等について協議がなされた後、8月22日には第2回の会議を開催し、基本計画の主要な事項などについて協議がなされております。今後も基本計画の策定に向け、引き続き調査研究及び検討を重ね、答申に向けた協議を進めていただく予定でございます。

また、建設検討委員会と並行しまして、地元住民と組合が相互に理解を深め、地域環境の保全や安全安心の確保、並びにごみ処理施設の円滑な整備及び運営に資するための協議を行うことを目的とした新たなごみ処理施設等地元協議会を設置いたしました。8月1日及び9月16日に会議を開催



し、建設予定地に関わる地元自治会の代表者、土地改良区、農業関係の代表者、その他管理者が必要と認める方とし、日頃から環境活動に従事されている環境衛生委員の方や地元児童の保護者の方から成る27名の委員へ委嘱状を交付して、環境保全対策やエネルギー利用について協議をお願いしております。今後も地元の皆様との貴重な意見交換の場として、新施設に関する協議を行ってまいります。

また、9月28日から10月8日にかけて、鴻巣市笠原公民館ほか3会場で、新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会を開催いたしました。説明会では主に令和4年度からの取り組み概要や今後の事務の進め方などを説明するとともに、質疑応答では参加者の皆様から様々な貴重なご意見をいただきました。全会場で合計241名の方にご参加いただいております。

なお、説明会の記録やアンケートの集計結果につきましては、後日組合ホームページに掲載してまいります。

次に、入札の関係ですが、6月27日に修繕2件と委託業務1件、8月10日には委託業務2件の入札を執行しております。

次に、第2期大間最終処分場関係につきましては、6月7日、7月13日、8月9日に関東地方整備局大宮国道事務所、上尾道路受注コンサルタントと埋め立てられた廃棄物の減量化と再利用及び用地買収に関する意見交換を行いました。

上尾道路の用地の関係では、本年9月より順次国の用地買収が進み、これに伴い、本組合が当該処分場の用地として借地していた土地の一部の所有権が、個人から国に移ることから、必要な手続を行っております。また、当該処分場の借地面積は4,539平米であったものが、国の用地買収が全て完了しますと、個人からの借地面積が3,258平米、国からの借地面積が1,281平米となる予定です。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

---

### ◎一般質問

○金子雄一議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢です。おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきますと思います。

件名1、大間処分場について、要旨1、関東地方整備局との話合いはどこまで進んでいるのかについてでございます。このことにつきましては、昨年2月に行われました定例会におきましても質

問させていただきました。そのときよりも現在では上尾道路2期区間の工事、大変進んでおり、鴻巣地域では土地の買収も進んでいるということです。その後の話合いはどのように進んでいるのでしょうか。

また、2021年11月に行われました第3回大間地区廃棄物処分場検討委員会においては、大間処分場の対策方法として全量撤去工法というのが最適と判断をされています。撤去に係る費用の試算、積算についてはされているのでしょうか。さらに、その撤去費用はどこがどのくらい負担するのかについて確認ができているのでしょうか伺います。そして、撤去した廃棄物については、どのように処理は進められていくのか。掘り起こした後の廃棄物はそのまま当組合へ直接の運搬になるのかあるいはどこかに仮置きするのかについて伺いたいと思います。

要旨2、今後の管理運営について。同じくこのことにつきましても2022年に同じ質問をさせていただきます。大間処分場の撤去の際に発生する汚水もフローバイオシステムで処理することによって、水処理費用の軽減を図りたいということで、大宮国道事務所から言われているという答弁がございました。今まで同様にこの工事が始まっていく間の当組合で管理運営をしていくということになるのでしょうか、その辺りについて答弁をお願いしたいと思います。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員のご質問に答弁申し上げます。

件名1、大間処分場についての(1)、関東地方整備局との話合いはどこまで進んでいるのかについてですが、この経過等については、適宜組合議会の管理者諸報告等で報告をしております。関東地方整備局大宮国道事務所が設置しました「大間地区廃棄物処分場対策検討会議」において、大間最終処分場の対応方法については、埋め立てられた廃棄物を全て撤去する全量撤去工法が適切である旨の方針が示されており、現在その具体的な方策等について大宮国道事務所と本組合及び関係機関で協議を行っております。

また、全量撤去に係る事業費についてですが、今までの協議の中で撤去に係る費用については、約60億円が試算されております。

また、どこが費用を負担するのかについては、大宮国道事務所との話合いの中では、「原則、原因者負担」という話が出ていますが、これは決定事項ではありません。なお、ここで言う原因者とは、道路建設の事業主体である国を指しています。

また、廃棄物の処理の方法ですが、意見交換の段階では、国は大間地区廃棄物処分場対策検討会議の検討内容を踏まえ、撤去した廃棄物を本組合で再処理したいと考えているようです。

それから、掘り起こした廃棄物の管理の方法については、本組合で処理すると仮定した場合、処理の方法によっては一時的なストック、仮置きが必要になると考えられます。

次に、(2)、今後の管理運営についてですが、第2期大間最終処分場が廃止となるまでの間は、本組合の施設ですので、従前のおり管理運営していくことになります。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 それでは、再質問をさせていただきます。

件名1の大間処分場についての要旨1、関東地方整備局との話し合いはどこまで進んでいるかについてでございます。大間処分場については、大宮国道事務所とコンサルと、今回の報告にもありますように、何度か打合せをされているようですけれども、令和3年11月の5日のときに、基本的な考え方、移転の方法等、補償検討の情報交換等について意見交換が行われたと答弁がされており、令和3年12月の2日には第2期の実態の再確認、土地所有者への対応、今後の整理事業について、同年同月21日には掘り起こしの際の灰の運搬先について、また現状の焼却灰の処理について、こちらについても意見交換が行われているという答弁がございました。具体的にどういった意見が出されていたのでしょうか、その辺りについてお答えください。

全量撤去費用につきましては、先ほど60億とのことではございますけれども、これは令和2年に試算された金額と同じだと思います。それ以降について試算は行っていないということなのでしょうか。近年、労務単価等が大変値上がりしていますけれども、改めて試算するというふうなことはないのでしょうか、その辺りについてもお答えいただきたいと思います。

また、原因者が負担ということでございますけれども、原因者については国ということであるならば、費用負担は国が全額持つということによいのか、改めて確認をさせていただきます。

また、掘り起こした廃棄物の管理方法として、先ほどストックヤードが必要になる、仮置場が必要になるというような答弁がございました。その場所はどこになるのか、既に決めてあるのかまたは各自治体に今後依頼をするのかについて伺いたいと思います。

廃棄物を本組合で処理するというのであれば、そのまま埋め立ててしまうのか、一度焼却をするのか、またその場合はほかの廃棄物と一緒に焼却をするということなのか、その辺りについても答弁をください。

さらに、灰はセメント材料とするのか、いずれかに埋め立てるのかについて伺いたいと思います。今申し上げました質問も含め、こうした細部にわたって全てのことにお答えができないとすれば、スケジュールはいつまでに結論が出るのか、スケジュールについて答弁をいただきたいと思います。

要旨2の再質問でございます。先ほどの報告によりますと、上尾道路の用地の関係で、国の用地買収が進んで、本組合が当該処分場の用地として借地していた土地の一部の所有権が、個人から国に移る必要な手続を行っており、当該処分場の借地面積が国の用地買収が全て完了すると、個人からの借地と国からの借地との予定だというご説明がございました。地権者への補償も含め、撤去する時点、その後の管理につきましても当組合で行っていくかについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、再質問をいただきましたので、答弁を申し上げます。

まず、1点目ですが、本組合と大宮国道事務所との具体的な意見交換の内容ということですが、端的に申し上げますと、大間最終処分場の埋設物の全量撤去工法の進め方についてということです。中身については、先ほど答弁申し上げました内容が中心となりますけれども、現時点では意見交換の段階であります。

また、約60億円との試算が出ているが、その後計算していないのか。また、再計算することはないのかについてですが、再度計算したという話は伺っておりません。しかしながら、今後具体的な手順が決まれば、国がより正確な金額を積算するものと考えられます。

また、全量撤去の費用は国が持つということによいのかについてですが、国は意見交換の中では原則原因者負担で、原因者は国であると話されています。しかしながら、繰り返しになりますけれども、意見交換の中での発言であって、決定事項ということではございません。

また、掘り起こした廃棄物のストックヤードはどこなのかについては、廃棄物のストックヤードについても適宜、これは必要に応じてということですが、国との協議をさせていただきます。よって、現時点では予定場所についてはございません。

また、廃棄物を本組合で処理するとすれば、そのまま埋め立てるのか、一度焼却するのか、その場合他の廃棄物と一緒に焼却するのかということについては、仮に本組合で再処分する場合の方法についても、具体的な方法については今後の協議となります。

次に、灰はセメントの材料とするのか、いずれに埋め立てるのかということですが、これについても現時点で具体的な方法は決まっております。

いつまでに結論が出るのかということについては、全量撤去工事の計画及び工法を国が設置します大間地区廃棄物処分場対策検討会議で最終承認の後、工事に着手するとのことですが、その時期については、令和6年度以降で予定している旨、大宮国道事務所からお聞きをしております。

次に、撤去する時点までの管理も当組合がするのかについてですが、撤去作業を国が行う状況であっても、その時点で処分場は廃止になっていませんので、国と連携しながら本組合で管理をしていくものと考えられます。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 幾つか再質問についてお答えいただきましたけれども、結局のところ今後の協議になるという答弁がほとんどでございました。それと、結論が出るのにはいつになるのかにつきましては、令和6年以降ということで、これもはっきりしないということも分かったところです。

はっきり分かっているのは、国がたとえ大間の処分場について進めるとしても、管理も当組合が進めていくということだけしかはっきりしていないのですけれども、そうすると、新しいごみ処理施設を建設するに当たって、この大間の処分場とのスケジュールがどうしても重なってくる部分というのはあると思うのです。その辺りについて新しいごみ処理場も進めるに当たって、大間の処分場に係る費用が原因者が全額負担してくれるかどうかについても決まっていませんので、高額なお金が万が一必要になる可能性も出てくるわけですが、その辺りについて今後協議していくあるいは組合の管理者、副管理者内で話し合うといったような計画があるのかないのか、その辺りについて3回目お聞きしたいと思います。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 事業費の関係についてのご質問でありますけれども、現時点では、繰り返しになりますが、原因者負担というふうなお話でございます。今後具体的な内容が決まってくる中で、金額のほうも確定してくると思いますので、その段階で構成市町と協議をしたいというふうに考えています。

なお、現時点では原因者負担というお話を伝えております。

以上です。

○金子雄一議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたします。

2番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名1、新ごみ処理施設整備に当たっての調整事項について、要旨1、可燃ごみを減らすための補助的な処理施設について。新たなごみ処理施設等整備基本計画を策定するための第2期新たなごみ処理施設等建設検討委員会が設置をされまして、2号委員として私も検討に参加をさせていただいております。8月22日の第2回検討委員会では、計画ごみ量、計画ごみ質、施設規模などについて検討を行いました。これらは今までの分別方法を前提としたものでございました。一方で、ごみを焼却するに当たって燃えづらく、施設への負荷も大きいごみ、例えば剪定枝あるいは紙おむつ、食品廃棄物等の生ごみ、こういったものに関しては、これらを分別をしてリサイクルをしたほうが環境への負荷を減らすことができる可能性もございます。また、第2回の検討委員会では、処理方

式の検討も行われ、①、焼却、②、メタン化と焼却のハイブリッド、③、ガス化溶融改質の3方式が一次選定の対象として選定されましたが、補助的な処理方式としてのトンネルコンポストにつきましても市民の間では根強い人気がございます。焼却より前の分別、リサイクルについては、組合ではなく、構成市町において検討すべき事項であることは理解しておりますが、一方で分別をどのようにするかで燃やすごみの量や質も変わってまいりますし、構成市町が同じ考え方を持っているのであれば、剪定枝や紙おむつのリサイクルについても構成市町が足並みをそろえて一元的に処理をしたほうが効率的となります。

そこで、第2回建設検討委員会において可燃ごみの減量化のためのさらなる分別、剪定枝、紙おむつ、生ごみ、食品廃棄物のリサイクル、トンネルコンポストやメタン発酵などについて検討するのかということを確認しましたところ、補助的な処理施設については構成市町と調整の上、今後の検討委員会で検討していただきたいと考えています。それ以外の処理についても構成市町と調整してまいりますという事務局の答弁でありました。

構成市町と調整をするということは、組合と構成市町とで話し合うということでは理解いたしましたが、これは現実的にはなかなか難しいのではないかと考えております。ごみの減量化に関しては、各市町の住民に意見を聞く場があるでしょうし、それぞれ財政負担もどこまで許容できるかという問題もございます。環境負荷を減らす方法が建設維持管理コストが一番安いということでもありません。そこで、構成市町との調整について具体的にどのように行おうとしているのか伺います。

次に、要旨2、エネルギー利用についてです。新たなごみ処理施設におけるエネルギー利用については、第1回建設検討委員会において地元協議会を設立し、地元の意見、構成市町の意向を調査した上で検討委員会に案を挙げさせていただきたいと答弁がありました。地元の意見については、第1回地元協議会が8月1日に開催され、今後の協議会の中でエネルギーの活用方法について意見をいただくということになっています。

まず、アとして、地元協議会の委員の構成はどのようになっているのか。地元協議会設置要綱を見ますと、協議会の委員は30人以内、(1)、地元自治会の代表者、(2)、土地改良区の代表者、(3)、農業委員等農業関係の代表者、(4)、その他管理者が必要と認める者とされていますが、それぞれの人数、地元自治会とはどこなのか、その他管理者が必要と認める者とはどのような方なのか伺います。

次に、イ、地元協議会第2回以降の進め方として、9月16日開催の第2回地元協議会から来年1月、第4回までエネルギー利用について協議をすることになっておりますが、具体的にこれをどのように進めていくのか伺います。全くのゼロベースで協議会へ意見をもらっているのか。今年6月に策定をされました新たなごみ処理施設等整備構想、こちらに掲載されている他団体の事例などを示しているのか、それとも全く別な形で案を示して意見をもらっているのか伺います。

次に、ウとして、構成市町の意向を調査するとのことですが、本来これは意向調査ではなく、構

成市町による調整あるいは協議であるべきではないのかと思います。また、意向調査だとすると、調査した結果を基に、誰がどこで具体的な検討を行うのか伺います。

続きまして、要旨3、エネルギー利用以外の地元要望への対応についてです。鴻巣行田北本環境資源組合で新施設の整備を検討していた際には、エネルギーの利用、温浴施設の整備以外にも周辺道路や水路の整備について要望があり、組合からも概算事業費が示されておりました。第1回地元協議会においても、水害があった場合の対策や補償について考えてほしいという意見が出されております。こうしたエネルギー利用以外の地元要望に対して、建設検討委員会の主な協議事項等には含まれていないのかなと思いますが、今後組合と構成市町においてどのように調整を行っていくのかについて伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新ごみ処理施設整備に当たっての調整事項についての(1)、可燃ごみを減らすための補助的な処理施設及びその他の処理について、構成市町とどのように調整をしていくのかのご質問でございますが、現在、各構成市町が共同処理を行ってほしいと考えるごみの種類やごみ処理方式について検討委員会で比較検討していただきたいとのご意見を構成市町からいただいております。今後そのご意見を基に建設検討委員会で協議をしていただく予定です。

次に、(2)、エネルギー利用についてのア、地元協議会の委員の構成についてでございます。委員の構成につきましては、7月3日に施行しました新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱第4条の規定に基づき、委員を構成しております。第1号委員として、地元であります郷地及び安養寺の各自治会の代表者14名。第2号委員として、元荒川上流土地改良区及び笠原土地改良区の代表者3名。第3号委員として、地元選出の農業委員1名。第4号委員は、その他管理者が必要と認める者として、地元の環境活動に従事している環境衛生委員及び地元児童の保護者の方9名。合計27名の方に委員をお願いしております。

次に、イ、地元協議会第2回以降の進め方についてですが、8月1日に第1回地元協議会を開催し、今後のスケジュールと主な協議事項について委員の皆様にご了承をいただいております。エネルギー利用につきましては、整備構想では先進的な施設を含め広く事例を掲載いたしました。先月の第2回地元協議会の資料では、可燃ごみ処理施設を設けた場合のエネルギー利用例として、主に同規模程度の処理能力を備えた近隣事例を紹介したところです。今後当組合の新たなごみ処理施設等整備事業におけるエネルギーの利用方法につきましては、建設検討委員会で協議をお願いするとともに、地元協議会の皆さんに意見を伺ってまいります。

次に、ウ、構成市町の意向の調査についてですが、議員ご指摘のとおり、エネルギー利用につきましては、地元の方のご意見を伺うことと並行して構成市町と協議検討を進めてまいります。

次に、(3)、エネルギー利用以外の地元要望への対応についてでございます。エネルギー利用以外の地元要望につきましては、建設予定地の状況を熟知している地元の方のご意見等をお聞きし、その内容を踏まえ、構成市町と協議をしてまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、要旨1についてですけれども、共同処理するごみの種類やごみ処理方式について検討委員会で比較検討していただきたいという答弁で、この検討委員会というのは建設検討委員会だと思うのですけれども、例えばこの建設検討委員会で協議をして、紙おむつや剪定枝、こういったものを共同処理して燃やすごみの量を減らしましょうというような話になった場合、その新しい施設の中でこれをやっていきましょうという可能性だけではなくて、どこか外に処理を委託しましょうと、そういった可能性も十分にあるのではないかと思います。どちらがコスト的にいいのかとか、環境負荷が少ないのかということと比較検討することになると思うのですけれども、こういった検討はつまり新しい施設ではなくて、委託するかもしれないというものについてまで建設検討委員会の諮問事項に含まれているということはちょっと言いにくいのかなと思うのですけれども、いかがなのでしょう。そういったことまで含めて建設検討委員会で検討すべきことなのでしょう。というのが1つ目です。

それから、要旨2については、アからウ、一括で2回目質問させていただきたいと思います。先ほど答弁の中で今後建設検討委員会で協議をお願いするとともに、地元協議会の皆さんに意見を伺ってまいりますということで、その答弁を聞いていると、地元協議会のほうで結論を出してもらって、それを基に建設検討委員会で協議するのではなくて、並行してやっていくというように聞こえたのですけれども、そういったことでよろしいのか。地元の協議会での協議と、それから建設検討委員会の協議、これを並行してやっていくということになるのかということところです。

それからもう一つ、構成市町の意向に関しても、これも並行して聞いていくということで、そうすると地元協議会と建設検討委員会、それから構成市町とこの3つの協議が並行して進められていくと、そのような理解でよろしいのでしょうか、確認させてください。

それから、エネルギーの利用について、地元協議会に参加している以外の市民の方、町民の方からの意見をどのように把握をしていくのか、あるいは把握をするつもりがないのかということについて確認します。最終的にはパブリックコメントを実施することにはなると思うのですけれども、なかなかそこまでいって新しい意見というか、検討に値するような意見が出てきても、なかなかそ



れをまた検討し直して計画に反映させるというのは難しいと思いますので、こういったタイミングでこの市民の方、住民の方、町民の方の意見を確認していくのかをお伺いします。

それから、要旨の3についての2回目です。先ほどの答弁の中で地元の方のご意見をお聞きし、その内容を踏まえて構成市町と協議するというお答えだったのですけれども、この地元というのも先ほどの地元協議会と同じ郷地安養寺という理解でよろしいのかということ。

それから、地元の意見を聞いた上で構成市町と組合で協議することなのですから、その結果は基本計画に反映されてくるものなのかどうなのか。それから、もし基本計画に盛り込まれるのであれば、それについては建設検討委員会のほうでも諮られるというふうに考えてよろしいのか伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 桜井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目の委託処理でございますが、諮問事項に含まれないのではないかとのご質問ですけれども、建設検討委員会に対しましては、新たにごみ処理施設等整備基本計画の策定に関することを諮問いたしておりますので、処理委託に関する検討は諮問事項に含まれないものと考えております。しかしながら、委託処理を行うかどうかにつきましては、施設規模に影響する可能性がございますので、その点を留意しながら構成市町と調整をしてみたいと考えております。

2点目の建設検討委員会と地元協議会は並行して協議をしていくのかについてでございます。基本計画の主要事項の一つであるエネルギー利用につきましては、今後地元協議会の意見を踏まえて建設検討委員会で協議をしていただき、また適宜その結果などを地元協議会にも報告する形で進めたいと考えておりますので、そういった意味で並行して協議をしてみたいと思います。

3点目の地元協議会、建設検討委員会、構成市町と3つの協議が並行して行われるのかについてでございます。エネルギー利用につきましては、費用負担が伴うものであり、地元協議会、建設検討委員会、構成市町がそれぞれ単独で決定する性質のものではございませんので、並行して協議を進めていくものと考えております。

4点目のエネルギー活用に係る地元協議会の参加者以外の住民の意見の把握でございます。先般開催いたしました4回の住民説明会で様々なご意見をいただいたところでございますが、本組合では9月から構成市町の住民の皆さんから意見をいただく方策として、埼玉中部環境センターや地元近接の笠原公民館のほか、鴻巣市役所、北本市役所、吉見町役場の5か所に意見箱を設置し、意見の把握に努めているところでございます。

5点目の地元の定義でございますが、建設予定地が郷地地区及び安養寺地区にまたがっているこ

とから、地元の区域は郷地及び安養寺との認識でございます。

6点目の協議結果が基本計画に反映されるのかにつきましては、第1回の建設検討委員会でお示しいたしましたが、基本計画の主要な11項目として、基本理念及び基本方針、計画ごみ処理量、計画ごみ質、施設規模、処理方式、環境保全基準、災害対応、エネルギー利用、施設配置、環境学習・啓発、事業方式、概算事業費、事業スケジュールがございますので、これらに合致する内容につきましては、基本計画の素案に反映させてまいります。

7点目、最後でございますけれども、基本計画に盛り込まれる内容は建設検討委員会に諮られるかのご質問でございますけれども、管理者からの第2期建設検討委員会での諮問は「新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する事」であり、先ほど申し上げました主要11項目が建設検討委員会の主な協議事項でございますので、基本計画の素案やその後のパブリックコメントを経ました基本計画の案についてご協議をお願いする予定となっております。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

まず、要旨1について、これ本当に難しく、ごみの分別をどうするか、どうやって燃やすごみを減らすかということに関しては、組合だけで決められることではありませんし、構成市町の中で本来一般廃棄物の処理基本計画の中で決めた上で組合のほうでもそれを踏まえてやっていくということになるかと思えます。建設検討委員会のほうで全て検討できることでもありませんので、これをどのような形で各構成市町で検討して、どうやって組合と調整していくかということをやっていくのか、非常に技術的にもかなり難しいところだと思います。今のところ私、これ具体的にどういう視点でいくのかというのがなかなか見えてこないところではありますが、私自身建設検討委員会のメンバーでございますので、その検討の中でしっかり意見を言っていきたいと思っておりますし、また正副管理者の皆様にはしっかりとその辺の調整、混乱が起きないように形をお願いしたいと思っております。答弁は結構です。

それから、要旨の2についてです。エネルギーの利用につきまして、これについても地元協議会で検討委員会、構成市町それぞれが単独で決定する性質のものではないということで、並行して協議を進めていくと。理想としては並行してやっていくというのはよく分かるのですが、ではその結論を出さないような状態でそれぞれで意見交換しながら、その3者が一堂に会して何かやるという機会もないわけです。そういう意味では、こちらの理想としてはよく分かるのですが、現実的にはタイトなスケジュールの中で大変難しい作業になってしまうのかと思っておりますので、こちらについても混乱が起きないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、地元住民以外の市民、町民について、こちらでは住民説明会をこれまでやった中で様々な

意見をいただいたということなのですけれども、その住民説明会の中でエネルギーの利用に関して何か意見があったのでしょうか。ありましたらそれを説明してください。

それから、要旨3についてです。基本計画に盛り込まれる内容であれば建設検討委員会において協議を行って、基本計画案に盛り込まれるという答弁をされていました。では、その周辺の道路や水路の整備、こういったものについてはこの中に含まれているのでしょうか。もし含まれる場合には、先ほど挙げていただいた主要な11項目のどこに含まれることになるのか教えてください。よろしくをお願いします。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 桜井議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

1点目の住民説明会でのエネルギー利用に関する意見でございます。計4回の説明会で2件ご意見をいただいております。また、説明会と同時に実施させていただきましたアンケートでは、8件意見がございました。ですので、合計10件、エネルギー利用についてのご意見をいただいているところでございます。

それから、2点目のエネルギー利用以外の周辺道路や水路の整備、これは基本計画案あるいは基本計画の内容に含まれるのかとのご質問ですけれども、周辺道路や水路の整備につきましては、基本計画案には含まれておりませんので、11項目にも含まれないものと認識しております。

以上でございます。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 先ほど答弁もらったのですけれども、最初のほう、10件ということだったのですけれども、10件の意見があったということだったのですけれども、それについては私の答弁では件数ではなくて、その内容について教えてくださいということで確認していますので、その答弁は……

○金子雄一議長 答弁が違うということですね。

○7番 桜井 卓議員 はい。お願いします。

○金子雄一議長 その点につきましてお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

---

再開 午前10時10分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、再々質問、その答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 先ほどの桜井議員さんの再々質問1点目のエネルギー利用に関する住民説明会のご意見はどういったものがあったかというご質問でございます。

出されましたご意見といたしましては、あまり維持管理に経費を要しないものにしていただきたいといったものや、あるいはどのような施設が想定されるのか、といったご質問をいただきまして、組合といたしましては、エネルギー利用については、今後協議される予定となっているというようなことでお答えをしております。

また、ご意見の中には附帯施設に対する慎重なご意見もございました。詳細につきましては、現在準備中でございますので、作成次第、速やかに組合のホームページで掲載をまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 以上で桜井議員のご質問は終了いたしました。

それでは、3番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議席番号5番、日本共産党の竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

1、大間第1・第2最終処分場について。この資料は鴻巣市の大間第1・第2処分場の位置で、分かりにくくてすみませんが、皆さんから向かって右側が熊谷寄り、左側が北本寄りになります。近くにはふるさとの森や鴻巣高校があり、上尾道路の計画上に最終処分場があります。第1処分場がほとんどが道路の真下に、第2処分場の一部が道路にかかるようになります。特に問題となっているのが第2処分場です。1998年3月に埋立てが完了し、同年6月17日より廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正により、浸出水が基準をクリアできないため、処分場の廃止ができないまま今日に至っているのが現状です。そうした現状がある中で上尾道路建設に関わるわけですから、土地の所有者、中部環境保全組合、大宮国道工事事務所も対応に苦慮されていると考えます。

(1)、大宮国道工事事務所との話合いの経過についてお答えください。

(2)、正副管理者間の話合いの経過と対応、こうした状況下で実際に最終処分場、特に大間第2処分場の現状についてお伺いいたします。

ア、最終処分場から出る浸出水の現状について。

イ、1.5ミリの遮水ゴムシートの状況について。

ウ、原因者の責任で全量排出の量と費用の試算について。

エ、仮置場の見通しについて。

オ、焼却処分することについてお答えください。

2、新たなごみ処理施設等整備構想について。国連のグテーレス事務総長が7月27日の記者会見で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べました。同日、世界気象機

関が今年7月は観測史上最も暑い月になる見通しを発表したことを受けての警告です。今年のような暑さはニューノーマルになると言われる中で、みんなで真剣に向き合うことが求められていると思います。鴻巣市は2021年10月にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しています。同様に北本市も吉見町も、ゼロカーボンシティ宣言を行っています。新たなごみ処理施設等建設検討委員会で検討していますが、資料によると、2032年を稼働開始計画としています。2050年にはゼロとするとしながら、なぜCO<sub>2</sub>を発生するごみ処理施設なのか、私は大変疑問です。こうした点を踏まえ、(1)、地球沸騰化の時代になぜ温室効果ガスを発生する焼却施設なのか、見解をお答えください。

(2)、検討委員会では1日の処理量を165トンから167トンにしているが、要因について。基本構想では1日の処理量を165トンとしていましたが、検討委員会の資料では167トンとなっています。検討委員会で質問がありましたが、今後9年間の間でごみの分別を徹底すること、毎年の暑さに市民の認識も変わると考えます。なぜこの165トンから167トンにしたのか、その経緯についてお答えください。

(3)、建設候補地について。ア、郷地安養寺として決定したと中部環境だよりに記載されていますが、地元の方々の理解と合意について。この写真は、2019年9月の台風19号のときの建設予定地と言われるところの場所です。一面が湖のようになり、森林の様子がこの田んぼのほうに映っています。このような状況になっています。

イ、後背湿地と言われる建設候補地の浸水対策としての盛土に係る費用試算と水路改修の試算について。

ウ、災害時の備えに一定の費用はかかるものの、近隣の事例と比べて過大にならないものと考えますとの根拠について。

エ、鴻巣行田北本環境資源組合での資料を基に検討した部分があるが、鴻巣行田北本環境資源組合で出された資料全体について、正副管理者はどこまで認識しているのかお答えください。

オ、住民説明会の結果と、決定した候補地の見直しを行う考えは。

埼玉中部環境センターだよりに、新たなごみ処理施設の建設予定地を鴻巣市の郷地安養寺地内に決定したとあります。正副管理者間で基本合意がされ、管理者の諮問の下、建設候補地を郷地安養寺のみとした新たなごみ処理施設等建設検討委員会が4回開催され、最終的には建設予定地を郷地安養寺とした内容で答申が出されました。検討委員会のメンバーを見ると、14名のうち執行部である北本副市長、吉見町副町長、そして鴻巣市環境経済部長が構成員となっていました。これで本当に第三者的な立場で検討がされたかどうか、私は大変疑問です。

この間の住民説明会を4回行っていますが、候補地の決定に対する意見が多数あったと聞いています。笠原公民館で行われた説明会では、元議員の方の発言があり、郷地安養寺でかなり広い土地を持っている農家の方から農地を早く処分したいので、議会で郷地安養寺に新たなごみ処理施設を

造るよう質問してほしいと頼まれたが、この土地が台風や梅雨時などよく冠水する土地なので、建設予定地にはふさわしくないの、議会では取り上げることはなかったとの発言があったそうです。

また、建設予定地に一番近いゴルフ場や介護老人福祉施設への説明もまだであるということも明らかになりました。このように一番地元の方が、よく分かる方々が難色を示している場でよいのか。鴻巣行田北本環境資源組合で進めていたごみ処理建設も結局約611億円という多額な費用がかかることが明らかになり、白紙になった経緯があります。住民説明会の結果を受け、決定した候補地の見直しを行う考えがおありか、ご見解をお答えください。

以上で壇上での質問といたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 竹田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

件名1、大間第1・第2最終処分場についての(1)、大宮国道事務所との話合いの経過についてですが、この経過等については、適宜組合議会の管理者諸報告等において報告してまいりました。当該処分場への対応については、関東地方整備局大宮国道事務所が設置した「大間地区廃棄物処分場対策検討会議」において、全量撤去工法での対応が適切である旨の方針が示されており、その後、それを進めるための具体的な方策等について、大宮国道事務所と本組合及び関係機関との間で協議を行っております。

次に、大間第1・第2処分場についての(2)、正副管理者間の話合いの経過と対応についてですが、ア、浸出水の関係については、施設の廃止に必要な数値を確保できないこと。また、ウの費用負担の関係では、道路建設の事業主体である国が原因者であり、原則、原因者負担ということ为国からお聞きしているが、決定事項ではないこと。また、費用の試算については、国で試算した経過があるが、今後調査検討を進める中で精度を上げていきたい旨、国からお聞きしていること。エの仮置場の見通しについては、今後の国との協議によるところであり、オの焼却処分することについては、大間地区廃棄物処分場対策検討会議での方針であることなど、適宜、正副管理者へ報告しております。

なお、イの遮水ゴムシートの状況については、現時点で調査等をしていないため、特に報告等の経過はありません。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、件名2の竹田議員さんのご質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

件名2、新たなごみ処理施設等整備構想についての(1)、地球沸騰化の時代に何故温室効果ガスを発生する焼却施設なのかについてでございます。構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町はゼ

ロカーボンシティ宣言をしており、組合といたしましても温室効果ガスの削減は重要な課題であると考えています。なぜ温室効果ガスを発生する焼却施設なのかとのご質問ですが、まず家庭などから出される可燃ごみのうち、焼却を行わずに最終処分まで行えるものは生ごみなど全体のごく一部分に限られており、それ以外のごみについては、処理工程のいずれかの段階で焼却を行わざるを得ないという実情がございます。

次に、焼却施設の場合、単に温室効果ガスを発生するだけではなく、発生する熱エネルギーを効率的に活用することで化石燃料の代替となり、脱炭素社会へ貢献するとの考え方が国からも示されておりましてあります。

次に、(2)、検討委員会では1日の処理量を165トンから167トンにしているが、要因についてでございます。整備構想の策定時は、可燃ごみ処理施設の施設規模が1日当たり165トンであったのに対し、第2期建設検討委員会の資料において167トンになった要因は何かとのご質問と存じますが、この数値の差の主な要因は2つございます。

1つ目として、整備構想では令和3年度までの数値、一部暫定値も使用して施設規模を算出しておりましたが、第2期建設検討委員会の資料では、最新の数値であります令和4年度までの確定値を使用して算出したものでございます。

2つ目として、吉見町が令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。この見直しにより、将来人口見込みに修正が生じたことから、令和14年度の見込みで見直し前よりも1,000人ほど増加したため、これを第2期建設検討委員会の資料で反映させたことによるものでございます。

次に、(3)、建設候補地についてのア、郷地安養寺として決定したと中部環境だよりには記載されていますが、地元の方々の理解と合意についてでございます。先般、住民説明会を開催し、鴻巣市郷地安養寺地内を建設予定地として決定した経過等を説明いたしました。今後も引き続き、様々な形で適宜、説明を重ね、ご理解、ご協力をお願いしてまいります。

次に、イの後背湿地と言われる建設候補地の浸水対策としての盛土に係る費用試算、水路改修の試算についてでございますが、浸水対策などにつきましては、先般の説明会で説明したものと同一内容になりますが、大きく3つの対策例がございます。1つ目は、目標とする浸水深をあらかじめ設定し、敷地全体に浸水深の高さまで盛土を行い、建築計画での対策は行わない方法です。2つ目は、敷地全体への盛土を県道の高さ程度までとし、併せて施設に浸水対策を実施する方法です。3つ目は、敷地全体への盛土を県道の高さ程度までとし、施設が立地するエリアはさらに盛土を行った上で、施設への浸水対策を実施する方法です。

費用面を含めた対策につきましては、今後の建設検討委員会で適切な浸水対策について協議等をしていただく予定となっております。

次に、ウの災害等への備えに一定の費用はかかるものの、近隣の事例と比べ過大にならないと考えますとの根拠につきましては、昨年度の第3回建設検討委員会で調査等を行った内容となっております。

ります。

建設検討委員会での調査等の中で、埼玉県内の氾濫平野に新たなごみ処理施設などを計画中または完成済みのほかの組合等の事例を5件確認いたしました。その結果、5つの事例全てで水害が想定されており、場所によっては腐植土層の存在や液状化しやすい事例も見受けられ、またいずれの事例においても盛土によるかさ上げや建築計画による対策を検討していました。

したがって、本組合の建設予定地は他事例の状況と大差がなく、液状化のリスクも低いことなどから、「近隣の自治体と比べ過大にならないものと考えます」と記載させていただきました。

次に、エの鴻巣行田北本環境資源組合での資料を基に検討した部分があるが、鴻巣行田北本環境資源組合で出された資料全体について、正副管理者はどこまで認識しているかにつきましては、本組合の事業を円滑に推進していくために必要な資料は提供をさせていただいております。

次に、オ、住民説明会の結果と、決定した候補地の見直しを行う考えにつきましては、住民説明会の結果といたしまして、4会場で延べ241人の方にお越しいただきました。詳細につきましては、後日組合のホームページ等で報告をさせていただきます。なお、建設予定地の見直しの考えはございません。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再質問を行います。

1の(1)です。大間地区廃棄物最終処分場対策検討会議で検討されているということは、大変な課題があると私は受け止めます。鴻巣市議会の過去の会議録を見ると、大間第1処分場は1991年9月から1994年6月まで埋立処分を行っています。第2処分場は1994年10月から1998年3月まで埋立てを行っています。敷地面積は両方合わせて7,803平米、埋立量は1万1,575立方と報告されています。98年6月17日より廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正により、浸出水が基準をクリアできないために、処分場の廃止ができないまま第2処分場は本日に至っていると先ほど述べました。こうしたことから、大間第1・第2処分場の埋立ての全量撤去については、国である大宮国道工事事務所で行うということでのよいのかどうか、ここの埋立量も含めてどうなのかをお答えいただきたいと思います。

先ほど諸般の報告で管理者から述べられ、私も説明で行いましたが、道路に当たる部分は買い取るけれども、国の所有物になるのですが、ここに当たらない部分は民地のままでよいのかどうか、ここを確認しておきます。

それから、(2)の正副管理者間の話合いの経過のAです。廃止にならない要因として、具体的な数値が何なのか。例えばBOD、COD、SS、pHの数値はどういう状況になっているのか、具体的にお答えください。



それから、イの再質問です。1.5ミリの遮水ゴムシートの状況は、確かに掘り返してみないと分からないわけですが、当時の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1号の環境省令で定める技術上の基準に従って1.5ミリの遮水ゴムシートを貼ったと思います。そういう点では、その当時の基準をクリアしていると思いますが、私も参加をしておりますごみ処理施設問題を考える会で、10月10日、埼玉県環境整備センターの最終処分場に行ってみりました。そのときの遮水シートは5層になっていて、厚さが21.5ミリなのです。この大間の場合は1.5ミリなのです。そういう点から考えると、一旦今後最終処分場の国の買取る分は掘り起こすことになると思うのですが、そうしたことを考えると、最新の考え方、最善の考え方を今後検討していく必要があると考えますが、こうした認識が持てるかどうか伺います。

それから、ウです。原因者の責任で、原因者は国、大宮工事事務所であるという受け止めでよいか、再度確認しておきますが、それは1期分、2期分の全量撤去は国の設置した範囲で決定していると正副管理者会議で報告されています。先ほど申し上げましたが、大間処分場には1万1,575立方が埋め立てられています。最低でも1万2,000立方です。すると、詳細の調査や検討についてのタイムスケジュールはどうなっていくのか、大宮国道工事事務所との関係でお答えをいただきたいと思います。

続いて、エです。正副管理者会議では灰をストックできる場所を探すことも考えたいと、持ち帰って環境課と相談して行ってほしいと管理者が述べています。本来原因者の責任になるわけですから、原因者責任であるならば、灰の仮置場も探す必要がないと、構成市は探す必要がないと私は考えますが、どう考えられるのかお答えください。

続いて、オです。大間処分場の灰残渣を掘り起こして一般ごみに混ぜて再度焼却することが国から示されているとのことですが、この件は原因者の責任で行うべき。だから、中部環境ではこの件について私は心配する必要はないというふうに思います。ですから、この件についても見解をお伺いしておきます。

続いて、2、新たなごみ処理施設等整備構想についてですが、(1)、では何を実際焼却しようとしているのか。また、焼却を行わず最終処分を行うことができると答弁された生ごみの処理について、具体的な処理方法についてお伺いします。

発生する熱エネルギーの活用のイメージを地元の協議会の説明会の中では煙がもくもく出る、そういうイメージの建物から従来どおりの煙突から水蒸気が出る施設であり、熱回収は電気エネルギー利用として施設内利用と売電、熱エネルギー利用として温浴施設なども一つこの説明しているわけですが。そういう点からいって、こういうイメージ、従来のイメージでよいのかどうか。この地球沸騰化の時代です。もう少し私はしっかりと時代にマッチした施設建設について執行部が考えるべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

(2)の1日165トンから167トンにした理由についてご答弁いただきました。2032年がマックス

の数字になるわけですから、その後は人口減少傾向が続きます。過大な施設になることは明らか  
なわけです。過大な施設にならないために徹底した分別を行うことを中部環境保全組合がイニシアチ  
ブを取り、構成市と協議することについてどうお考えなのか伺っておきます。

続いて、(3)の建設候補地についてです。アの地元の方々の理解という点では、説明を重ねて  
いけば、丁寧に説明していきますよというふうにお答えになりましたが、説明を重ねていけば理解  
を得られるということが前提ですが、私は理解を得られる問題ではないと考えます。それぞれの地  
域で説明会が開催された中で多く出たのが建設予定地の件だということは事実です。特に私が質問  
通告した後に一番近くにあるゴルフ場やカントリーエレベーターの管理者、特別養護老人ホームへ  
の説明は行ったのか、その反応はどうだったのか伺います。

また、地元協議会の会議録を読むと、笠原土地改良区の理事会で建設予定地が低地、低い土地で  
あるから、大雨による雨水の滞留を心配する声があり、現在これに関する要望書を取りまとめてい  
ると。9月中には組合に提出したいと、この協議会の会議録にはありました。これに基づき出され  
た笠原の土地改良区からの要望書はどんなものがあつたのか、具体的にお答えください。

また、排水対策、ごみ搬入車両や騒音や排ガスに対する問題、交通量対策についてもこの協議会  
では質問が出されています。これらに対する対応についてお答えください。

イについてです。この盛土についての試算ですが説明会では全面的にやる、一部やるというこ  
とを3つの事例が出されていました。地元協議会の会議録を見ると、周辺整備について土盛りをして  
高くなると、鴻巣カントリーとごみ処理場の間が狭くなる。そのために安養寺地区に大雨が降ると  
水が流れなくなってしまうので、そこに排水路を設置してほしいとの要望が出されています。また、  
この場所に建設するとなると、原因者責任で水路の改修、新たな排水路の設置までやらなければな  
りません。施設建設は別としても、インフラ整備や土地の購入は同じだと考えます。鴻巣行田北本  
環境資源組合でやったことと同じだと思います。建設資材も高騰していますから、後背湿地と言わ  
れる建設候補地の浸水対策としての盛土に関わる費用試算と水路改修の試算を早く出して、住民に  
公表することを求めます。見解を伺います。

ウ、災害時の近隣の市と比べても過大にならないということについてのお答えは、みんな水害が  
想定される場所との比較を行っているのです。そのことが問題なわけですよ。ですから、水害の心  
配ない場所との比較はどうか伺います。

続いて、エです。正副管理者で必要な書類は提供していただいているとのご答弁でした。ならば  
建設候補地選定に当たり、公文書の書き換えがあつたということは御存じでしょうか。また、候補  
地と同じ点数として予定地の反対側にあつた場所に変電所から3キロ以上の場所で、費用が583万  
2,000円余分にかかるとして削除されたという経緯がありますが、この件については御存じか確認  
をしておきます。

続いて、オのことですが、見直しを行う考えはないとさらにお答えになりましたけれども、地

元説明会はすればするほど候補地についての不安が多くなり、地元協議会からもたくさんの要望が出されているこの場所ですから、この場所に建設すると市民負担は膨大になることは明らかだと私は考えます。結局前市長が行ったように、白紙の状態にならざるを得ないような可能性があるというふうにはちょっと思っているのですが、早い時期に賢明な判断をして、膨大な費用がかかる場所ではないというところに見直すべきだと考えますが、再考ができるかどうかお答えください。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、竹田議員の再質問にご答弁を申し上げます。

大間第1・第2最終処分場の埋立物の全量撤去については、大宮国道事務所で行うものと理解しますが、この認識でよいかについてですが、大宮国道事務所と本組合での意見交換では、原則原因者負担という話が出ていますけれども、あくまで意見交換の中でのことで、決定事項ではありません。どのような方法や手順でこの作業を行っていくかは、今後具体的な協議が行われるものと考えています。よって、現時点でご指摘のような認識はありません。

次に、②、掘削の量についてですけれども、掘削するとした場合のこの量については、試掘をしたその状態を見て決定してまいります。

それから、企業地以外の土地については、民地でいいのかということですが、現状でも民地を借地している状況ですので、現状を維持していくこととなります。

次に、最終処分場から出る浸出水の現状について、廃止にならない要因に関して、具体的にBDO（P.36「BOD」に発言訂正）、CDO（P.36「COD」に発言訂正）、SS、pHの数値はについてですけれども、一般の廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による廃止基準において、基準値が定められているBDO（P.36「BOD」に発言訂正）、CDO（P.36「COD」に発言訂正）、SS、pHについて、直近の令和5年7月の測定値のBDO（P.36「BOD」に発言訂正）が1リットル当たり2.7ミリグラム、CDO（P.36「COD」に発言訂正）が5.9ミリグラム、SSは1ミリグラム未満であり、BDO（P.36「BOD」に発言訂正）、CDO（P.36「COD」に発言訂正）、SSのいずれも基準値をクリアしています。しかしながら、pHについては、基準値が5.8以上8.6以下ですけれども、測定値は11.6であるため、基準値を超えている状態にあります。

次に、遮水ゴムシートについて、環境問題は後々のことを考え、最善を取ることが重要であると考えます。こうした認識が持てるかについてですけれども、平成20年6月に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部が改正され、遮水シートは二重構造とすることが義務づけられました。また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終

処分場に係る技術上の基準を定める省令の運営に伴う留意事項では、遮水シートは1.5ミリ以上と規定されています。本組合は当時の基準に従い遮水シートを施工しており、適切な対応を取っていると考えますので、今後も関連する事業がある場合など環境問題を重視した対策を取ることが重要であると考えています。

次に、原因者の責任で全量排出の量と費用の試算について、原因者は国、大宮国道事務所であるという受け止め方でよいのかについては、繰り返しになりますが、大宮国道事務所が原則原因者負担でその原因は国と話されています。また、ご指摘いただいたような具体的な事項については、具体的に協議をしていませんので、本組合では現時点ではご指摘のような受け止め方はしておりません。

また、詳細の調査検討にタイムスケジュールはあるのかについては、大間地区廃棄物処分場対策検討会議で全量撤去の計画及び工法を承認していただいた後に、具体的な作業検討に着手することです。なお、その時期については、令和6年度以降とお聞きしています。

次に、国は原則原因者負担と話されていますが、原則原因者負担ということの具体的な内容は何も決定していませんので、現時点でそれに対する見解はありません。なお、正副管理者会議での灰のストックヤードの件については、仮に大宮国道事務所から相談をいただくようなことがあった場合のことです。

最後に、本組合が焼却処分することはないについての見解ですけれども、国は原則原因者負担とお話しされています。原則原因者負担ということの具体的な内容は示されていないので、現時点でそれに対する見解はありません。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、竹田議員さんの件名2の再質問11点でございましたけれども、こちらにつきましては私のほうからお答えを申し上げます。

1点目の焼却の対象についてでございますが、現在建設検討委員会でごみ処理方式等について調査等及び検討を行っていただいているところであり、処理方式はまだ決まっておりませんが、仮に焼却による処理を行う場合、紙くずや布類などが想定されるものです。

2点目の生ごみの処理についての処分方法でございますが、仮に焼却を行わずに最終処分ができる方法といたしまして、生ごみ等の堆肥化や剪定枝チップ化などが考えられますが、新施設への導入の適否を含め、今後の建設検討委員会で調査等及び検討していただき、基本計画に反映してまいりたいと考えております。

3点目の熱エネルギーの活用イメージでございますが、地元協議会での説明資料は、近隣の自治体等を参考に、あくまで事例として幾つか挙げさせていただいたものでございますので、施設内利用や温浴施設に特化したものではございません。

4点目の過大な施設にしないための構成市町との協議でございますが、可燃ごみを含めたごみの

分別については、各構成市町の一般廃棄物処理基本計画により目標値が定められておりますので、今後の傾向を注視するとともに、事業進捗に応じて将来人口を推計し、過大または過小な施設にならないよう構成市町と連携して計画ごみ処理量を今後も精査してまいります。

5点目の建設予定地に近い施設での説明等につきましてでございます。ゴルフ場、カントリーエレベーター、特別養護老人ホームの3つの施設につきましては、本年度当初にご挨拶に伺い、令和4年度に建設予定地が決定したことをお知らせしております。また、先般開催しました住民説明会の前にも同じ3施設を訪問いたしまして、埼玉中部環境センターだよりをお渡しして、住民説明会の概要などをご説明させていただいて、現在の状況についての一定のご理解をいただいているものと考えております。

6点目の笠原土地改良区からの要望につきましては、議員のご質問にもございましたけれども、笠原土地改良区の理事長から管理者宛てに建設予定地に新たなごみ処理施設等が建設されることで懸念される雨水の滞留に対する対策等の要望をいただいているところでございます。

7点目の排水対策でございますが、現在建設検討委員会でごみ処理方式について協議中であり、公共用水域への排水の有無が決まり次第、必要に応じて対策を検討してまいります。

また、その他の生活環境対策につきましては、本年度から生活環境影響調査を行いまして、その調査結果を踏まえ、必要な対策を講じてまいりたいと考えています。

8点目の盛土を含めた浸水対策については、まず新たに建設するごみ処理施設の種類、災害への対応策、施設配置、敷地面積などを決める必要がございますので、基本計画を作成していく中で費用を試算してまいります。

水路改修につきましては、今後地元協議会や構成市町等と調整をした上で、適切な時期に試算を行ってまいります。

9点目の水害の心配のない場所との比較についてでございますが、令和3年9月に締結されました基本合意書にある唯一の建設予定地が鴻巣市郷地安養寺地内でございます。この場所が氾濫平野に位置しておりますことから、同様の立地条件を有する事例との比較は適切であったと考えております。

10点目の前組合における建設候補地選定の経緯につきましては、埼玉中部環境保全組合とは別の組織でございますので、当組合としてお答えすることは致しかねます。

最後の建設予定地の見直しでございますが、繰り返しの答弁になりますが、鴻巣市郷地安養寺地内は新たなごみ処理施設等の建設予定地として2市1町の合意事項の一つとして合意書で定められた唯一の建設予定地でありまして、この場所のほかには2市1町で示された場所はございませんので、見直しの考えはございません。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再々質問を行います。

先ほど確認をしました、所有権が移って、いわゆる上尾道路の建設予定地のところの下は国の所有になると。残ったところは民地だということは、この第2処分場は、先ほどpHの関係で基準値をクリアできていないから、返すことができないということですから、この第2処分場のところは引き続きこの中部環境保全組合が民間の方から借りて、その後引き続き処理を、処理というか、適切に処理を行わざるを得ないというふうに私は今の答弁を聞いて受け止めたのですが、その受け止めでよいのかどうか。この部分が引き続き中部環境が借り上げてやっていくという受け止めでよいのか、まず質問をしておきます。

それから、先ほどの最終処分場の対応策についての対策検討会議の私も資料請求しているのです。情報開示請求をしたいと思ってやっているのですが、そこで決定された後に、平成6年以降になるということですから、いわゆる第2処分場の部分というのは、きれいな灰ではないというか、基準をクリアしていない部分になるわけです。そういう点からいうと、どのような検討された後に先方の決定を受けて鴻巣が、中部環境でやるという受け止めでよいのかどうか、この点を平成6年以降といいます、そこら辺の前にいつどのようなタイムスケジュールで先方と会っていくのかだけお答えをいただきたいというふうに思います。

続いて、2の新たなごみ処理施設等整備構想についての(1)の今、環境省では廃棄物バイオマスの利活用は循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化して、BDF化しての処理が工法の中からこれらを組み合わせて行うことが適切であるというふうに述べています。これは環境省のサイトですが、廃棄物バイオマスの利活用に関する理解を深めていただくとともに、地域の自主性及び創意工夫を生かした取組を推進するための情報を提供していますというふうにこの環境省のホームページでは述べています。そういう点からいうと、今後こうした温室効果ガスを発生しないこのバイオマスなどの利活用も含めた検討はされるのかどうか、これを再々質問で行っておきます。

それから、建設候補地についてです。この建設候補地については、鴻巣行田北本環境資源組合で行ったものだから、そのコメントは差し控えると言いますが、それを御存じかだけちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、平成30年4月16日付で鴻巣行田北本環境資源組合事務局長宛てに、このパシフィックコンサルタンツからこの候補地をなぜ1か所消したかという報告がされているのですが、その報告についてお読みになっているかどうか、これだけお答えをいただきたいというふうに思います。

最後の建設候補地についてのエで、ごみ処理施設問題を考える会の方々がこの候補地の周辺を回り、郷地安養寺が建設候補地であることを知っているか、説明をもっとしてほしいとか、候補地の見直しを求める署名を集めて、100人以上の方がこの署名をしてくださっています。それを管理者

に提出しています。このことは地元の理解と合意が進んでいないということの反映だと私は考えます。そもそも決定する前に地元の意見をよく聞いて、地元の理解と合意が得られた後に正副管理者で決めるというなら本来の民主主義的な手続だというふうに思いますが、3者で決めて検討会議にやって、その後に説明をするということは、本来の住民が主人公、民主主義の原則から私は逸脱しているというふうに考えます。その点についての見解だけ最後お聞きしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、大間処分場の関係については、2点質問をいただきました。

まず、民地については、引き続き管理をしていくということでのよいのかということでございしましたが、仮に全量撤去した場合、全てが撤去されますので、その部分にはもう廃棄物が残りませんから、その状態ではその処分地は廃止されるということになりますので、それ以降の管理は必要ありません。

それから、要するに国が設置している会議の決定を受けて国と組合で協議をするのかというふうなお話でしたけれども、その決定する内容を検討するそういった段階においても、国との事前協議的なこととなりますけれども、そういう協議は必要だと考えられます。決定後は具体的な協議をしてまいります。

以上です。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 竹田議員さんの再々質問3点目のバイオマスなどを地域の自主性など国の方針にございますような形で行うのが適切ではないかというご質問ですけれども、現在今まさに建設検討委員会でそういったことも含めまして調査等及び検討を行っていただいているところでございますので、建設検討委員会の資料及び会議録を組合のホームページでも逐次公開しておりますので、そういった形で今後もお示ししていきたいと考えております。

それから、4点目の前組合での話は知っているのか知らないのかというご質問でございますけれども、本組合といたしましては、存じ上げてはおりません。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、一番最後の民主主義に反するという点についてですけれども、組合は2市1町の合意事項に基づいて検討委員会で建設候補地についての適地性について検討していただきました。一部事務組合の性格を踏まえると、適切な対応であるというふうに考えています。

○金子雄一議長 以上で竹田議員の質問は終了いたします。

4番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 議席番号3番、川崎葉子でございます。ただいまより一般質問を行います。

件名1、災害廃棄物処理について、要旨1、災害時に発生する家屋の残骸や瓦礫などの廃棄物を一時保管する仮置場について。8月2日付読売新聞によると、災害時に発生する家屋の残骸や瓦礫などの廃棄物を一時保管する仮置場について、県庁所在地や政令市など主要109自治体の8割近くが必要面積を確保できていないことが分かりました。うち22自治体は全く確保していませんでした。

総務省によりますと、災害時に設置される仮置場には、主に被災地域で撤去された災害廃棄物の一時的な保管庫と選別や破碎などの作業が行われることになる。なお、大規模災害などに伴って大量の災害廃棄物が発生する場合にあっては、必要に応じて仮置場を一次と二次に分け、それぞれ別の機能を持つ仮置場として設置される例もあり、このように仮置場で選別や破碎等がされた災害廃棄物は、その受入先となる処理施設等に運搬され、最終的に各施設での焼却処分のほうが再資源化や埋立処理が行われることになるとあります。

災害廃棄物は家庭ごみと同じ一般廃棄物に区分され、市区町村が処理することになっています。環境省は、2014年、災害廃棄物対策指針をまとめ、仮置場の事前選定を自治体に要請してきました。ところが、先ほど申し上げたように、主要自治体の8割近くが必要面積を確保していません。その中で本組合の状況、構成市町の状況がどうなのか伺うものです。

ちなみに埼玉県清掃行政研究協議会、令和4年仮置場、仮設トイレ等備蓄状況一覧では、5つのブロックに分けて表示されています。仮置場の場所及び面積などについて示されているものです。その中で第2ブロックは鴻巣市、北本市など12自治体のうち、加須市など6自治体について表示されていますが、鴻巣市も北本市も表示されていません。そして、一部事務組合2か所のうち、蓮田白岡衛生組合については示されています。第3ブロックの中では行田市については4万2,759平方メートルで、そして彩北広域清掃組合で1万1,000平方メートルと示されています。また、東松山市は令和元年台風から令和3年度まで最終処分場跡地2万平方メートルと記載されています。第5ブロックでは吉見町についても仮置場については記されていません。

仮置場については、各自治体のみならず、一部事務組合で設置している例もあることから、仮置場及び二次仮置場について本組合の考え、構成市町の考えを伺います。

ア、構成市町の現状と今後の考えは。

イ、二次仮置場についての考えは。

要旨2、中部環境センターにおいて災害廃棄物処理の処理能力及び場所（置場）の確保は十分か。仮置場で選別や破碎等がされた災害廃棄物は、その受入先となる処理施設等に運搬され、最終的に各施設での焼却処分ほか再資源化や埋立処理が行われるものであります。また、(1)、要旨1で質問したことと関連しますが、災害廃棄物仮置場の運営管理で大切なことは、仮置場から災害廃棄物を排出することです。排出しないと次の災害廃棄物を受け入れることができません。そこで、各自



治体からの排出された災害廃棄物の処理能力及び置場の確保が十分と言えるのか伺います。

続いて、要旨 3、新たなごみ処理施設建設用地における災害廃棄物処理について場所（置場）の確保は十分といえるのか。また、要旨 4、新たなごみ処理施設建設用地における災害廃棄物処理能力についての考えはあるかについては、関連をいたします。新たなごみ処理施設建設検討委員会では、今様々な検討を行っていますが、本組合としての考えあるいは提案に対して討論が行われております。本組合の現状の取組を踏まえて、検討案が示されると考え、新たなごみ処理施設建設に当たっての考えを伺います。

以上です。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 川崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名 1、災害廃棄物処理についての（1）、災害時に発生する家屋の残骸や瓦礫などの廃棄物を一時保管する仮置場についてのア、構成市町の現状と今後の考えはについてでございます。災害時における災害廃棄物の仮置場につきましては、現在それぞれの構成市町で災害廃棄物処理計画を策定しているところですが、構成市町の意向確認前のため、本組合といたしましては現状や今後の考えは把握しておりません。

しかしながら、有事における構成市町との連携は重要でございますので、各構成市町の災害廃棄物にかかる検討状況を踏まえ、適切に協議をしております。

次に、イ、二次仮置場についての考えですが、初めに一次仮置場と二次仮置場の違いでございますが、環境省の定義では、一次仮置場は市や町などが災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置し、管理運営するもので、可能な限り粗選別しながら搬入することとしています。

これに対し、二次仮置場は処理処分先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場で完結しない場合に、さらに細かい選別や破砕、焼却等を行うとともに、処理後の廃棄物を一時的に集積・保管するために設置する場所であるとしています。

二次仮置場につきましても、現時点で構成市町の考えは確認しておりませんので、今後の検討課題としてまいります。

次に、（2）、中部環境センターにおいて災害廃棄物処理の処理能力及び場所（置場）の確保は十分かについてですが、当センターには供用開始当時から災害廃棄物の置場という位置づけがありませんので、災害時には構成市町と連携し、その場所を確保していくものと考えております。

また、処理能力についても、もとより災害廃棄物の処理能力分を考慮するといった考え方はありませんので、炉の処理能力と通常処理しなければならないごみ量を考慮しながら、災害廃棄物の処理を行うこととなります。

次に、(3)、新たなごみ処理施設建設用地における災害廃棄物処理について場所(置場)の確保は十分といえるかについてでございます。災害廃棄物処理にかかる場所の確保につきましては、これからの検討事項であり、今後の建設検討委員会の協議対象となっております。現在、建設検討委員会では施設規模や処理方式について協議検討していただいておりますが、今後、施設配置などの協議事項について調査等を行い、検討していただく予定です。

次に、(4)、新たなごみ処理施設建設用地における災害廃棄物処理能力についての考えはあるかについてでございます。災害廃棄物処理能力につきましては、現在、建設検討委員会で新たなごみ処理施設等の施設規模について検討しており、近隣の事例などを参考に災害廃棄物処理量を想定しながら調査等を行っているところでございます。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 それでは、再質問を何点か行います。

まず、要旨1、関連しますので、全体でお聞きいたします。1点目ですが、最初の質問でも述べましたとおり、一部事務組合で仮置場を設置している例もあります。答弁では、現時点で構成市町のお考えは確認しておりませんということでしたが、本組合として仮置場についてどうする考えなのか、答弁がなかったので、再度伺います。彩北広域清掃組合をはじめ、複数の一部事務組合で設置していますが、本組合としての考えを再度伺うものです。

2点目について伺います。災害廃棄物処理計画には場所の特定は記載されていないものの、災害の種類や規模別に候補地を決めているのかどうか伺います。言い換えれば、候補地を決めてはいるものの、表明していないということなのかどうかについて伺います。例えば鴻巣市災害廃棄物処理計画は平成30年3月に策定されているものですが、こちらを見ますと、想定される災害、被害想定での瓦礫等の発生量などが示されています。そして、必要な仮置場の確保、瓦礫等の発生量に応じて仮置場候補地を選定するとあります。全く何も決めていないということであれば、いざ災害となったときには全て後手になります。構成市町の考え及び本組合としての考えを伺います。

続きまして、要旨2について再質問をいたします。答弁では、当センターには供用開始当時から災害廃棄物の置場という位置づけがないので、災害時には構成市町と連携し、その場所を確保していくということでしたが、突然場所を確保できるものではありません。いざというときには、このようにしていく計画が必要だと考えますが、見解を伺います。

さらに答弁では、処理能力についても、もとより災害廃棄物の処理能力分を考慮するといった考えはないので、炉の処理能力と通常処理しなければならないごみ量を考慮しながら災害廃棄物の処理を行うことになるということでありました。だからこそ、逆算すると、構成市町からの災害廃棄物1日当たりの受入れ量はおのずから決まってくるのではないかと考えます。具体的に示すべき

と考えますが、見解を伺います。

続いて、(3)、(4)については、一括で質問をいたします。新たなごみ処理施設建設に向けては、災害対応についても十分に検討されなければなりません。災害廃棄物処理については、処理能力という点では炉そのものの処理能力のみならず、仮置場として設置するのかどうかという点においても十分に検討しなければならないと考えます。現在、調査等を行っているということですが、その際にも災害への対応についての本組合の考え、さらには構成市町との連携した取組が必要です。この取組がきちんと示されなければ住民の不安が大きくなります。住民の不安払拭のためにも早期に具体的に示す考えがあるのかどうか伺います。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 川崎議員さんの再質問5点についてお答え申し上げます。

1点目の本組合として仮置場についてどう考えるかでございますけれども、地震や水害等の発生による被害は広範囲に及ぶことが想定され、構成市町が被災した場合、仮置場の不足が想定されるところでございます。こうしたことから、仮置場の設置に関しましては、各構成市町の地域防災計画との整合を図り、仮置場候補地の確保を進めておくことが望ましいと考えます。また、仮置場候補地の一つとして現施設や新たなごみ処理施設等の建設予定地の敷地を検討していただくことは可能ではないかと考えております。

2点目の災害の種類や規模別に仮置場の候補地を決めているかどうかについてでございますが、各構成市町で定める災害廃棄物処理計画において想定される災害の種類やその被害規模を設定した上で仮置場の設定方法、運営管理、必要となる面積などを設定しております。現在、構成市町で仮置場の設置の場所については、2市1町でございますので、進捗の度合いに差はあるかと思いますが、検討中であるというふうに伺っております。

現状におきまして当センターは構成市町の災害廃棄物処理計画の仮置場候補地として指定されておらず、また、当組合としても災害廃棄物置場として確保している場所はありませんので、今後、各構成市町と連携を取って検討してまいりたいと考えております。

3点目の災害廃棄物置場の確保にかかる見解でございますが、当組合で災害廃棄物置場として確保している場所はありませんので、繰り返しの答弁になりますけれども、今後各構成市町と連携を取って検討してまいりたいと考えます。

4点目の災害廃棄物の受入れ量につきましては、構成市町の各災害廃棄物処理計画を確認したところ、想定される災害ごとに発生する災害廃棄物量を推計し、当センターの処理能力を踏まえた対応策について記載がされております。当組合といたしましては、これらの各災害廃棄物処理計画を

踏まえて、各構成市町と調整を行っていく必要があると考えております。

5点目の災害への対応についての組合の考え、それから構成市町との連携した取組についてです。災害廃棄物の処理を行うに当たりましては、仮置場設置の有無も含め、十分に検討する必要があると考えております。構成市町の仮置場設置に係る検討状況を確認するとともに、各種計画と整合を取りながら検討していく必要がございますので、住民の方に不安を抱かせないよう構成市町と今後とも緊密に連携をまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 それでは、再々質問を行います。

まず(1)、全体についてであります。各構成市町の地域防災計画との兼ね合いを含めて今後検討していただくことは可能だという答弁であったかと思えます。どこで検討していただくということなのかについて伺います。

これは当然本組合としての考えをいただく質問でございますので、どこかで検討されるようなことなのか、主が本組合としてどう考えるかということについて伺っていますので、どこかで検討していくということであるならばそれも教えていただいて、最終的に本組合としての考えを伺うものです。

続いてです。(2)についてであります。これはそれぞれの構成市町からの想定される被害想定  
の量については把握をしているということであったかと思えます。それは当然そうだと思うのですが、それなら一斉に来た場合、果たしてこの中部環境センターにおいて、その処理能力的にどうなのかということをお伺いしているわけです。先ほども再質問で申し述べましたとおりに、逆算しますと構成市町からの災害廃棄物1日当たりマックス中部環境センターにおいての受入れ量ということが決まってくるかと思えますので、そうしたことの連携を取っていかないと、各構成市町についても仮置場あるいは二次仮置場ということを検討中であるということでございますけれども、検討できないのではないかと思います。要するに最終的な処理の前に構成市町で仮置場設置あるいは二次仮置場を設置して、そこを調整しながら最終的に中部環境センターで処理をするということになってくるわけです。ですので、ただそれぞれの災害における廃棄物の量を承知しているだけでは足りないだろうと思っているのはそこにあります。そこで、1日当たりの受入れ量ということをきちんとこの本組合で明示すべきあるいは検討していくべきと考えますので、そのことについて見解をお伺いします。

(3)、(4)についても、これもちょっと繰り返すことになるかもしれませんが、やはり示されていないということについて住民は不安を抱くと思えます。先ほども例でありました埼玉県清掃行政研究協議会の令和4年仮置場、仮設トイレ等備蓄状況一覧を誰でもホームページで見ること

ができます。そこで示されていない我が市、我が町が示されていないあるいは我が組合が示されていないということについての不安ということ、当然出てくるかと思えます。そこで、全体についても、繰り返しになりますが、そもそもこのことについては、もう検討を進めている段階なのか、全く何も決まっていなくて表示していないのか、あるいは表示はしていないのだけれども、検討しているのだと。だから、大体ではその候補地としては決めているのだということなのかどうかについて確認をいたします。

以上です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、答弁を申し上げます。

まず、1点目ですけれども、この災害廃棄物の確保、これをストックする場所についての協議は、やはり構成市町が中心となって、本組合あるいはそのほかにも関係機関は出てくると思うのですけれども、そういう中で協議をしていって、具体的な内容を示すということは、今後やっていかなければならない作業かなというふうに考えます。

それから、2点目ですけれども、災害廃棄物の量や処理の手順、これにつきましてもやはり中心となるのは、これは構成市町であるというふうに認識します。そういった中で当組合がどういう役割を果たしていくのかということについては、これから検討していく内容かなというふうに考えます。

それから、3点目についての表示はしていないが、それが検討されている状況かどうかということにつきましては、大変恐縮ですが、構成市町の関係でありますので、組合とするとそれを答弁することはできません。

以上です。

○金子雄一議長 以上で川崎議員の質問は終了いたします。

---

#### ◎発言の訂正

○金子雄一議長 ここでちょっと訂正がございますので、許可いたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 すみません。1か所答弁を訂正させていただきます。

竹田議員さんからの再質問の中で浸出水の成分についてお答えを申し上げました。そのとき「BDO」というふうに発言しましたが、正しくは「BOD」です。「CDO」と発言しましたが、正しくは「COD」です。訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○金子雄一議長 内容につきましては訂正はご了承いただきたいと思います。

なお、字句等につきましては、議長に一任願います。

---

○金子雄一議長 通告のありました一般質問につきまして終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

〔監査委員入場〕

---

再開 午前11時37分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

報告第1号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計繰越明許費計算書については、令和5年第1回組合議会定例会におきまして、令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）の中でご承認をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

議案第11号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,915万円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、財産収入が8万3,000円の増額、繰入金は2,842万1,000円の減額、繰越金が3,086万円の増額であります。歳出につきましては、総務費が283万1,000円の減額、衛生費が535万3,000円の増額であります。

議案第12号は令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、歳入総額は8億5,810万994円で、予算現額に対し993万7,994円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金5億3,697万2,000円、使用料及び手数料1億4,512万7,120円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額8億2,224万744円、執行率96.94%であります。歳出の主なものは、総務費4,669万9,714円、衛生費7億6,798万3,774円であります。

以上が決算の概要であります。監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、提出議案についてその概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長から説明をいたしますので、慎重審議の上、原案のとおり可決、認定賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○金子雄一議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いしたいと思います。

田中代表監査委員。

○田中光一代表監査委員 皆様、こんにちは。監査委員をしております田中でございます。よろしくお願いたします。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、令和4年度の決算審査についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条2項の規定に基づきまして、去る8月18日に当組合の管理者から付されました令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会より選出されております秋山監査委員とともに、当組合の会議室において審査を行いました。

現金出納等の諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、決算書等の計算数値には誤りはなく、決算書及び附属書類は適正に作成され、またその内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○金子雄一議長 代表監査委員様、どうもありがとうございました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時44分

〔監査委員退場〕

---

再開 午後 1時25分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### ◎報告第1号の説明

○金子雄一議長 日程第8、報告第1号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計繰越明許費計算書についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 報告第1号について説明申し上げます。

令和4年度に設定した繰越明許費については、令和4年度の出納閉鎖後の最初の議会に繰越しの内容を報告することになっておりますので、報告書により説明申し上げます。

報告第1号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計繰越明許費計算書。令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計繰越明許費計算書は、次表のとおりとする。3款衛生費、1項清掃費、事業名は新たなごみ処理施設等整備構想策定事業です。繰越限度額である金額は1,000万円、実際の繰越額である翌年度繰越額は同額となりました。また、財源は全て一般財源となっています。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○金子雄一議長 以上で報告を終わりといたします。

報告のとおりご了承願います。

---

### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 次、日程第9、議案第11号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第11号について説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）。令和5年度埼玉中部環境保全組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,915万円とする。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正では、歳入歳出予算補正での状況を款項別に記載しましたが、この内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

5ページをお願いします。歳入より申し上げます。3款1項1目利子及び配当金8万3,000円は、施設整備基金積立金の預金利子です。

4款1項1目財政調整基金繰入金2,842万1,000円の減額は、前年度の繰越金の確定見込みに伴い、財政調整基金からの繰入れを減するものです。なお、この補正後の財政調整基金残高は4,721万5,385円になる見込みです。

5款1項1目繰越金3,086万円は、前年度繰越金の確定見込みによるものです。

6ページをお願いいたします。歳出を申し上げます。2款1項1目一般管理費は291万5,000円の減額で、その内訳は4月1日付の人事異動に伴う一般職職員3名分の人件費359万9,000円の減、ま



た10節需用費で印刷製本費のコピー代等に不足が見込まれるため60万円を増額するものです。

3目施設整備基金費8万4,000円は、施設整備基金積立金の利子を基金へ積み立てるものです。なお、補正後の施設整備基金積立金の残高は13億2,164万498円になる見込みです。

7ページをお願いします。3款1項1目清掃総務費130万8,000円は、施設課職員2名分の人件費で、4月1日付で2名が昇格したことによるものです。

3目建設推進費404万5,000円は、建設推進課職員5名分の人件費で、4月1日付で建設推進課職員が3名から5名へと増員されたことによるものです。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 すみません。質疑をさせていただきます。

まず、総務費の一般管理費の職員給与、人事異動によって変更があったという説明なのですが、特に人数が変わらずにということなのですか。張りついた人の違いによっては、300万から減額になるというのはちょっと大きい気がしているので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから、衛生費の1目の清掃総務費については昇格があったということで、これは了解したのですが、建設推進費のほう、3人から5人ということで2人増えた。それで400万というのは、こちらちょっと金額的にバランスがおかしいというか、2人増えたということではもう少し増えなければいけないのかなと思うのですが、その辺の説明をお願いします。

○金子雄一議長 ちょっと調整が必要です。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

---

再開 午後 1時34分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 すみませんでした。2点ご質問をいただきました。

まず、1点目の一般管理費の人件費の359万9,000円の減の件ですが、これも先ほど12号で説明をさせていただいたのと同じことなのですが、当初の予算の見積りでは、一般職職員で事務局長を計上しておりましたけれども、実際は再任用職員となりましたので、その分が減額になったということです。

それから、3目の建設推進費の関係ですが、これは実は先ほどの私の説明に誤りがございました。当初から5名分の人件費を計上しておりましたけれども、県の派遣職員あるいはそのほかの派遣に

来られた方の身分が想定よりも等級が高かったという状況がありまして、この金額が増額になったという内容でございます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○金子雄一議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第10、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたが、これより質疑を求めます。

質疑がある方。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 1点お聞きしたいと思います。

先ほど全員協議会の中の調査の中で行政報告書の3ページのところで修繕料についてご説明をいただきました。予算時当初計画していたものについては、全て行われているという説明でしたけれども、本日の管理者諸報告の中では突発的な修繕が必要となる状況が見受けられるという報告が出されています。突発的な修繕というのがどういったものであったのか、あったのかなかったのかも

含めてお答えいただきたいと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 突発的な修繕があったかどうかということでございますけれども、修繕については、先ほど予定していた修繕のほかに、突発的な修繕もございまして、それについては処理をしております。

以上です。

○金子雄一議長 湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 その突発的な修繕について、主なもので結構ですので、具体的にどういったものがあつたのか。炉の老朽化が大変厳しい状況であることから、それに関係するものであるのか、附帯の設備に関連するものなのか、その辺りについてもご説明をお願いします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 失礼いたしました。突発的な修繕の内容についてでございますが、全部で14件ございました。主なものを申し上げますと、3号炉用の灰押し出し装置、これの関連部品の交換、ばいじんを貯留させるタンクに付随するシリンダーの交換、ボイラーへの給水のための水である補給水、それから軟水、これらを送水する配管及びパイプ等の交換でございます。このほかにも修繕がございまして、全て老朽化が原因のものでございます。14件のトータルは2,789万5,230円となりました。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 1点お尋ねをしておきます。

18、19ページの建設推進費の12節の委託料の一番上にあります循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託料があります。この事業をやっていた期間とどこに委託をしたのかということと、これはホームページではアップされていないですよ。なので、どんな内容だったのかも含めてお答えをいただきたいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、地域計画の委託の内容でございますが、まずどこに委託したかについては、株式会社建設技術研究所に委託をいたしました。

それから、ホームページにもアップしていないということなのですが、これについては、先ほども説明申し上げましたように、県の交付金の交付を受けるための資料でございまして、国のほうに提出をしている資料でございます。今後国のほうで時期が来ますと、公表されてきますので、

そこで確認をしていただきたいと思います。また、その段階まではこちらの組合のほうでは公表はいたしません。

それから、その内容についてでございますけれども、やはりごみ処理量であるとか、あるいは施設の建設に伴うその交付金をいただくためのものがございますので、施設がどういう施設であるかあるいは試算でどのくらい費用がかかるのか、そういったものが記載されています。なお、費用などについては、適宜変更がありますので、その都度書換えをしていくというふうな内容でございます。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 循環型社会形成推進地域計画というのは、環境省がつくりなさいよということで3R推進のものなども含めて、環境省のホームページを見ると埼玉県はほとんど載っていない状況ですけれども、目標設定などもあるというふうなことでした。そういう点からいうと、発生抑制に対するエネルギー回収、最終処分などの目標設定なども掲載するようになっていますが、その内容どのくらいまで発生抑制をしようとした計画だったのかということも含めてお答えいただきたいと思います。

それと、あと先ほど概算まで出していたということでしたよね。検討委員会で検討した後ということですが、県や国に対しては、このくらいの概算でやりますということを申請しておきながら、住民の税金を使ってやる仕事なのに、検討委員会で検討してからお知らせしますという発想そのものがおかしいです。国にはちゃんと数字を言っているにもかかわらず、市民の皆さんの税金を使うのです。ですから、きちっとどのくらいの数字の概算で申請したかということも議会の場にきちっとお知らせしていただきたいというふうに思います。それ国に言っているにもかかわらず、市民に知らせないなんていうのは、その姿勢こそ私はおかしいと思いますので、申請した数字をお答えください。

○金子雄一議長 答弁してください。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 先ほど試算と申し上げましたが、すみません、補助金に関する額でありますので、例えばここで基本計画を発注いたしました。その金額が幾らぐらいになるかというふうな金額を出しております。多分議員さんが要求されているような全体でどのくらいというふうな金額については明記をしてございません。ただ、基本構想の中には、ほかの事例を参考に推測するとこのくらいになりますという概算の参考の数字が出ています。そういうものとは大体合致をさせる形で、どうしても書類ですからその中に数字を掲載しなければならない部分は、それを掲載しないと不備があるということになりますので、そういう形で書類は作成しています。

〔「答弁漏れ。発生抑制はどのくらいしていますか」と言う人あり〕

○金子雄一議長 答弁漏れです。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 目標の設定の値の考え方ですけれども、当初地域計画でつくったものにつきましては、構成市町の一般廃棄物処理基本計画、ここに出ています目標、ごみ削減の目標を参考に、令和10年度の削減値を見込み値ということで載せさせていただいております。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 実は私、昨日議案の調査の中で、この循環型社会形成推進地域計画の策定に当たっての支援業務をどこでやりましたかということで質問の調査をさせていただいたのです。ですから、国に出す資料や県に出す資料の中身をちゃんと議会に報告してください。ですから、概算という、私の求めている概算ではなかったけれども、国や県に対して出した概算の数字をどうだったかというのを、本來說明責任は行政側にあるわけですから、その数字を出していただきたいというふうに思います。

先ほどの令和10年度の目標の例えば1割減らすとか、2割減らすとか、そういうことも含めて建設推進課ですから、策定だけに全面的に依頼したら私は分からないと思っています。自分たちの自らの数字として課題として、職員の皆さんもきちっと自らの課題としてやっていくなれば、数字なども分かるというふうに思いますので、報告した数字をそれぞれお答えください。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 その数字につきましては、先ほども申し上げましたように、国に書類を提出するに当たって、その部分を記載しなければならない数字でありますので、様々な例を参考にしながら記載している数字です。今回ここで基本計画を策定していますので、その中ではその建設予定地を踏まえた数字が出てまいりますので、最終的にはその数字が地域計画の中にも反映されてくると思います。確かな数字で報告をさせていただきたいというふうに考えています。

○金子雄一議長 ほかに質疑ございませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。全員協議会での質疑もお聞きしましたが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、1点目です。11ページ、歳入になります。清掃施設手数料につきまして、事業系一般廃棄物の処理量の推移について、コロナ前と比較したいので、令和元年度からの推移について説明を求めます。また、昨今光熱水費ですとか、あるいは審査がかなり増えてきているというところで、処理コストが増えている中であって、果たしてこの手数料というのが妥当なのかどうか、十分な手数料をいただけているのかどうか、この手数料の妥当性についてどのように評価をしているのか、

お答えください。

それから、2点目です。歳出になります。13ページ、議会費の中で議会映像配信システムの設置につきまして、設置による効果をお答えください。

それから、同じページの顧問弁護士謝金につきまして、具体的な活動の実績についてお答えください。

それから、17ページ、行政報告書では3ページになります。衛生費の塵芥処理費のうちの需用費、この中の電気料金について、令和4年度から事業者を東京電力からエネリンクに変更しておりますが、その効果について説明をください。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、ご質問いただきましたので、説明をさせていただきます。

まず、この廃棄物の処理量でございますが、この妥当性についてです。これについては、本組合を除く県内33の団体、市町、それから一部事務組合ですけれども、これに状況をお聞きしました。本組合の単価が1トン当たり1万8,000円、これは平成23年以降ですけれども、こういう数字であるのに対し、重量により単価を設定している31団体、これについての平均単価1トン当たり約2万700円でありました。本組合が1万8,000円、平均は2万700円です。また、1トン当たりの最高額は3万円、最低額は1万2,000円でした。このようなことから、本組合の設定額、平均額よりも安価ではあるものの、突出した額ではないというふうに認識しております。

続きまして、議会費の映像配信システムの設置、その設置による効果ですけれども、令和4年度は議会定例会、臨時会で4回、このシステムを使用して1階へ放映いたしました。その折の利用者9人でございます。なお、参考までに申し上げますけれども、令和5年度ではこのシステムを建設検討委員会でも利用し、2回の会議で17の方が視聴されています。

続きまして、総務費の中の顧問弁護士謝金、これの具体的な内容でありますけれども、顧問弁護士への相談については、令和4年度、主に4項目でありました。1点目は前組合が作成した資料等を活用するに当たっての権利関係について、活用にあたっては構成市町から資料を使うことを了解する旨の文書を取得しておくことが適当であるとのアドバイスをいただき、鴻巣市、北本市、行田市に対しそのような事務処理を行っております。

2点目は、新聞に本組合の活動に関する記事が出された折、誤った事柄が掲載されていたことへの対応について、これで訂正記事の掲載を依頼することが妥当である旨のアドバイスをいただき、当該新聞社に対しその旨を依頼し、掲載をしていただきました。

3点目は、建設予定地の調査の折、権利登記がなされていない土地があり、その取扱いについて、法務局の権利調査を取り扱う部署へ相談するようアドバイスをいただき、その旨を法務局に相談した結果、公共用地として取得するための手続についてアドバイスをいただきました。

4点目は、大間最終処分場の借地契約の変更に係る変更契約の手順等についてです。変更契約の時期や変更契約書の記載内容などについて、令和4年度から5年度にかけてアドバイスをいただき、そのアドバイスを経て、先般変更契約の手続を行っています。これらに要した顧問弁護士との相談の回数、弁護士事務所での会議が9回、対応していただいた弁護士の人数は延べ人数で18人、そのほか電話等でのやり取りを十数回行っております。

最後に、衛生費の中の需用費、電気料金について、令和4年度から事業者が変更しているが、その効果はということです。当該年度の11月までは仮に電気事業者を変更しなかった場合と比較して、電気料金は378万円の差益が出ていましたが、その後ウクライナの関係など、社会情勢の変化から燃料費が高騰し、それに伴って本組合で契約している電気事業者の電気料が上昇し、12月から3月までで約408万円の差損が生じました。トータルでは約30万円のマイナスとなりました。今回不測の事態によりこのような結果となりましたけれども、エネルギーサービスプロバイダーの活用は電気料金の節約につながることを期待できることから、引き続きこれを活用していきたいと考えています。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 おおむね了解いたしました。一番最初の手数料の妥当性について。県のほかの団体との比較でいうと、平均よりも少し安いということで平均に近い妥当であると思いますが、例えば考え方として、これはよそのまちと比較するというふうには、この団体においてこれが妥当かどうかということで考えてみれば、例えばその処理量全体に占める事業系一廃の割合と費用全体に占めるこの手数料の金額の割合というのは、こういったものの比較からこの金額が妥当かどうかという評価の仕方もあると思いますけれども、そのような評価はされていらっしゃいますでしょうか。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ただいま別の評価の方法についてご指摘をいただきました。現時点ではそういった分析をしてございませんので、そういった点からもこの金額について確認をしていきたいと考えています。

○金子雄一議長 ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 前年度の決算で建設推進費の12節の委託料で、循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託料293万7,000円が執行されました。どんな内容なのかということを質問しましたが、県を通じて国に出していくものというのみで、ホームページにもアップされていませんし、この議会の中でも、とりわけ内容について明らかにされませんでした。新たなごみ処理施設等整備構想を請け負った建設技術研究所が両方とも請け負っているわけですが、市民の税金を使っておきながら、内容について公表できないということは、本来市民の税金を使っての事業ですから、私は一円たりとも隠すべき内容ではなくて、明らかにすべき内容だというふうに思います。そういう点では建設検討委員会の中で審議するというふうにお答えになりましたけれども、やはりしっかりとこの293万7,000円使っているわけですから、どんな内容のものだったかということが明らかにできないようなものというのは、私は問題があるというふうに考えますので、反対といたします。

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。令和4年度の決算につきまして、修繕については突発的なことがあった場合にも迅速に対応していただきました。大きな事故なく運営していただきまして、この点については評価できると思います。

歳入につきまして、事業系一般廃棄物の処理手数料については、引き続きコストの上昇などを踏まえてしっかりと妥当性について検討していただきたいと思います。

また、電気料金につきましては、事業者の変更によって令和4年度については少しマイナスになってしまったという説明だったのですが、引き続き物価高騰が見込まれますので、大きなコスト増にならないようにしっかりと見極めていただいて、的確な契約にしていきたいと思えます。

全体としては監査委員の報告のとおり、公正、違法性がなく、妥当であると考えますので、決算についてはこれを認定すべきものとして賛成討論といたします。

以上です。

○金子雄一議長 次に、反対または賛成の方いらっしゃいますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。



[起立多数]

○金子雄一議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

---

◎議会行政視察研修の実施について

○金子雄一議長 日程第11、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長。

○大澤修一総務課長 それでは、議会行政視察研修案につきましてご説明を申し上げます。

事前に配付をさせていただきました令和5年度議会行政視察研修の資料に沿ってご説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。まず、期日ですが、令和5年10月30日月曜日、31日火曜日の2日間でございます。

次に、視察先でございますが、1日目は大阪府寝屋川市の寝屋川市クリーンセンター、2日目は京都府宇治市のクリーンパーク折居の2か所のごみ焼却施設を予定してございます。

次に、視察の参加者ですが、組合議会議員13名と正副管理者3名及び事務局2名の計18名で予定させていただきます。

視察の目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的としております。

次に、集合場所についてですが、東京駅17番線ホーム、東海道新幹線のぞみ211号6号車乗車口付近に午前8時20分集合とさせていただきます。新幹線の発車は8時39分となりますが、集合を確認次第、順次乗車していただきますので、集合時間につきましては厳守をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

2ページをお願いいたします。視察の日程についてでございます。こちらには集合時間の8時20分までに間に合う一例をお示ししてございますが、吹上駅7時、北鴻巣駅7時4分、鴻巣駅7時9分、北本駅7時13分のJR高崎線、上野東京ラインを利用した場合について、東京駅には乗換えなしで8時11分に到着という予定になります。その後8時39分の東海道新幹線のぞみ211号に乗車していただき、京都駅に10時51分到着となります。京都駅からは貸切りバスを利用いたしまして移動し、京都市内で昼食を取り、寝屋川市クリーンセンターの視察は13時15分から15時の予定でございます。視察後は、宿泊先へ向かう道中にある平等院を見学し、ホテル到着となり、意見交換会を兼ねまして、ホテル近くの飲食店で夕食となります。

2日目は、ホテルを9時10分に出発いたしまして、貸切りバスを利用し、クリーンパーク折居を9時50分から11時30分頃まで視察をする予定でございます。視察後は宇治市内で昼食を取り、京都駅14時30分発の新幹線のぞみ228号に乗り、16時45分に東京駅に到着となり、そのままJR線に乗

車いたしますと、北本駅には18時頃の到着という予定になっております。

なお、参加される方のJR最寄り駅から東京駅、そして新幹線の往復乗車券につきましては、事務局で事前に用意をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。視察先の概要でございます。1日目の寝屋川市クリーンセンターの施設は、老朽化した施設に代わって同一敷地内に建て替えられた施設で、ストーカ式で100トンの炉を2炉有し、発電を行っており、23万人のごみを処理している施設でございます。

次に、2日目のクリーンパーク折居については、こちらも老朽化により建て替えられた施設でございます。こちらの管理運営を行っております城南衛生管理組合は、3市3町で構成する一部事務組合であり、2か所の焼却施設を有しております。今回視察する施設は、ストーカ式で57.5トンの炉を2炉有しており、主に宇治市約18万人のごみ処理を中心に処理をしています。焼却工場としては日本初の膜構造煙突の採用によりまして、耐震性の向上を図っており、次世代型煙突としてグッドデザイン賞を受賞している施設でございます。

次のページには、視察先及び宿泊先の位置図を添付してございます。

行政視察研修につきましては以上でございます。

○金子雄一議長 ただいま総務課長より視察内容について説明がございましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

芝寄議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。芝寄議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案を申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、認定をいただき、誠にありがとうございました。

ご案内のとおり、当センターは稼働以来、40年目を迎えております。地元の皆様、議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

ごみ処理は住民生活に直結する重要な業務であり、昨年度より当組合では新たなごみ処理施設の建設に係る事務を進めており、現在新たな施設の建設に向けて建設検討委員会を設置して事業を推進しておりますが、新施設の完成までは老朽化が進んでいる当センターを適切に運営していかなければなりません。

今後も効率的な保守点検等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月18日

議 長 金 子 雄 一

署 名 議 員 竹 田 悦 子

署 名 議 員 桜 井 卓

署 名 議 員 保 角 美 代